

東濃フロンティア高等学校 部活動方針

■ 目 標

学校教育の一環として活動させ、自らの自主的、自発的な活動を通して、心身ともに健康でたくましい生徒を育成する。

■ 部の設置

- | | | | | |
|----------------|--------|----------|----------|-------|
| ・軟式野球部 | ・陸上競技部 | ・サッカー部 | ・ソフトテニス部 | ・剣道部 |
| ・バスケットボール部（男女） | | ・バドミントン部 | ・卓球部 | ・ダンス部 |
| ・バレーボール部（男） | | | | |
| ・美術部 | ・写真部 | ・弓道部 | ・クラフト部 | |
| ・ボランティア部 | ・演劇部 | ・軽音楽部 | ・茶華道部 | |

■ 活動時間・休養日

- ・学期中の休養日 原則、平日1日以上 休日1日以上少なくとも週2日設ける。考査期間は活動禁止（試合直前などを除く）。
- ・長期休業中の休養日 原則、学期中に準じた扱いを行う。
- ・1日当たりの活動時間 原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- ・その他

※学期中の週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

※試合期や長期休業など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替える。

■ 体罰等の廃止

部活動顧問（社会人、外部指導者を含む）は、部活動の実施に当たっては、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導をあらためて徹底する。

■ 安全配慮と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。

■ 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針・年間、月間計画等を明確にし、保護者に示す。